

知多市公告第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により実施する物品の売払いは、次のとおりである。

令和8年6月3日

知多市長 伊藤 清一郎

1 入札に付する事項

教育用端末売却処分

2 入札者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

教育用端末売却処分仕様書3 入札参加条件を満たす者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

知多市役所学校教育課

(2) 日時

令和8年6月3日（水）から入札書提出の日時まで

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札書提出の場所

知多市役所学校教育課

(2) 入札書提出の日時

令和8年6月4日（木）から同6月17日（水）までの午前9時から午後4時までの間（土曜日、日曜日を除く）とする。ただし、令和8年6月17日（水）は、午前11時までとする。郵送で提出する場合は、令和8年6月16日（火）必着とする。

(3) 開札日時

令和8年6月17日（水）午後1時

## 5 入札の無効に関する事項

知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）第13条第1号及び第3号から第9号までに該当する入札

## 6 入札保証金に関する事項

知多市契約規則第12条第3号により免除

## 7 その他必要な事項

### (1) 入札方法

ア 入札は知多市建設工事関係等入札者心得書により行う。

イ 入札書提出日付、物件番号、物件名、入札金額、住所、氏名及び電話番号を記入し、押印した入札書を作成し、住所、氏名、電話番号、物件番号及び「入札書在中」と記入した封筒に入れ、市役所学校教育課へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出すること。また、本人確認のため、入札者（代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人）の運転免許証・保険証等公的機関発行の本人確認書類を持参の場合は提示、郵送の場合は写しを添付すること。なお、下見を希望する者は学校教育課へ連絡すること。

### (2) 条件

ア 入札時、教育用端末売却処分仕様書3 入札参加条件を満たすことが確認できる書類を提出すること。

イ 教育用端末売却処分仕様書のとおり実施すること

### (3) 落札者の決定

予定価格以上の価格で最高価格の入札をした者に決定し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で契約する。落札金額は入札参加者に通知する。

### (4) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引き落札者を決定する。

(5) 連絡先

知多市役所学校教育課（電話0562-36-2682（直通））